

普通徴収(均等割のみ課税)が分割納付となる事例

I 1期から分割になる場合の例
所得割額: 600円、均等割額: 5,400円、定額減税額: 600円

	年税額	1期	2期	3期	4期
通常	6,000	3,000	1,000	1,000	1,000
定額減税適用後	5,400	2,400	1,000	1,000	1,000

-600 (1期)

II 2期から分割になる場合の例
所得割額: 6,100円、均等割額: 5,400円、定額減税額: 6,100円

	年税額	1期	2期	3期	4期
通常	11,500	5,500	2,000	2,000	2,000
定額減税適用後	5,400	0	1,400	2,000	2,000

-5,500 (1期) -600 (2期)

III 3期から分割になる場合の例
所得割額: 7,600円、均等割額: 5,400円、定額減税額: 7,600円

	年税額	1期	2期	3期	4期
通常	13,000	4,000	3,000	3,000	3,000
定額減税適用後	5,400	0	0	2,400	3,000

-4,000 (1期) -3,000 (2期) -600 (3期)

IV 4期から分割になる場合の例
所得割額: 23,300円、均等割額: 5,400円、定額減税額: 23,300円

	年税額	1期	2期	3期	4期
通常	28,700	7,700	7,000	7,000	7,000
定額減税適用後	5,400	0	0	0	5,400

-7,700 (1期) -7,000 (2期) -7,000 (3期) -1,600 (4期)

定額減税を適用しなくても所得割額が0円の場合は1期に一括納入となります。(原則通り)
定額減税が適用されることで所得割額が0円になる場合は、定額減税適用前の金額で期割を計算した後で1期から順番に定額減税を適用します。(I ~ IVの4通りの可能性があります)